

## 高台通学合宿実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「高台通学合宿実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、春光台・鷹の巣福祉村地域の子供の生活習慣の定着及び保護者と地域住民全体で少年育成へ取り組む通学合宿事業を計画的に実践することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するための事業を実施する。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台及び鷹の巣福祉村地区の市民委員会等の住民組織に所属している者。
- (2) 旭川市春光台公民館の理事者又は同公民館に勤務している者。
- (3) 委員会が特別に認めた者。

(役員)

第5条 委員会に会長、副会長、監査各1名の役員を置く。

(役員職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第8条 委員会の会計事務は、事務局が担当する。

(会計年度)

第9条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第10条 この会則に定めるもののほか、その他必要事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成26年6月30日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。